

取得許可

種別第七号（第十条の二関係） 第02201065334号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2
 氏名 有限会社 金子商店
 代表取締役 金子 竜也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太

許可の年月日 令和元年 6月11日
 許可の有効年月日 令和 6年 6月10日

- 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類、燃え殻、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、鉱さい 以上 11品目
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当しない
- 許可の条件
- 許可の更新又は変更の状況

平成11年 1月 26日 新規許可
 平成16年 1月 26日 更新許可
 平成21年 7月 17日 更新許可
 平成26年 6月 17日 更新許可
 令和 元年 7月 8日 更新許可
 令和 4年 7月 7日 代表者変更
- 積替え許可の有無 無
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

別表（特定有害産業廃棄物別取扱う金属等の種類）

特定有害産業廃棄物名	鉛	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
1 水銀又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
2 カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
3 鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
4 有機燐化合物	○	○	○	○	○	○	○
5 六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○
6 水銀又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
7 シアン化合物	○	○	○	○	○	○	○
8 PCB	○	○	○	○	○	○	○
9 トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
10 テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
11 ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○
12 四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○
13 1, 2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
14 1, 1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
15 シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
16 1, 1, 1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
17 1, 1, 2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
18 1, 3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○	○	○
19 テトラム	○	○	○	○	○	○	○
20 シェン	○	○	○	○	○	○	○
21 テオペンカルブ	○	○	○	○	○	○	○
22 ペンゼン	○	○	○	○	○	○	○
23 セレン又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
24 1, 4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○
25 ダイオキシン類	○	○	○	○	○	○	○

※ 取扱うことのできるものは「○」で示す。

許可番号第 02300065334号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2
 氏名 有限会社 金子商店
 代表取締役 金子 竜也 様
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀章

許可の年月日 令和元(2019)年 6月24日
 許可の有効年月日 令和 6(2024)年 6月10日

- 事業の範囲

積替え、保管を除く。
 燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工場の新築、改装又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
 以上 9品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし
- 許可の条件
 なし
- 許可の更新又は変更の状況

平成21年 12月 1日 新規許可
 平成26年 7月 8日 更新許可
 令和 元年 6月 24日 更新許可
 令和 4年 7月 26日 書換

許可番号 第03500065334号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2
 氏名 有限会社金子商店
 代表取締役 金子 竜也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 副典

許可の年月日 令和 4年 3月 15日
 許可の有効年月日 令和 9年 3月 14日


- 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類
 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、以上3種類、汚泥、廃油、鉱さい
 （これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等でもあるものを除き、特別管理産業廃棄物でもあるものを除く。）
 以上6種類

(2) 事業の区分
 積替え又は保管を除く。
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
- 許可の条件
- 許可の更新又は変更の状況

令和 4年 3月 15日 更新許可
 令和 4年 7月 25日 変更届（変更事項：代表者（変更前：金子龍二））
- 積替え許可の有無
 無
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
 有

取得許可


 許可番号第 06351066334号

特別管理産業廃棄物収集運搬許可証

住 所 静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2
 名 称 有限会社 金子商店
 代表者の氏名 代表取締役 金子 竜也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。
 浜松市長 鈴木 康友

許 可 の 年 月 日 令和 元年 6月11日
 許 可 の 有 効 年 月 日 令和 6年 6月10日

1. 事業の範囲
 ・積替え及び保管を除く
 ・取り扱う産業廃棄物の種類
 特定有害産業廃棄物（金属等が定められているものの詳細は別表のとおり。）
 以上 1種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 ＊＊＊＊＊

3. 許可の条件
 ＊＊＊＊＊


4. 許可の更新又は変更の状況
 (1) 平成16年 6月11日 新規許可
 (2) 令和 元年 6月11日 更新許可
 (3) 令和 4年 8月 1日 代表者変更に伴う書換え

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

別表 (特定有害産業廃棄物別取り扱う金属等の種類)

金属等の名称	汚泥
1 水銀又はその化合物	—
2 カドミウム又はその化合物	—
3 鉛又はその化合物	○
4 有機鉛化合物	—
5 六価クロム化合物	—
6 砒素又はその化合物	—
7 シアン化合物	—
8 PCB	—
9 トリクロロエチレン	—
10 テトラクロロエチレン	—
11 ジクロロメタン	—
12 四塩化炭素	—
13 1,2-ジクロロエタン	—
14 1,1-ジクロロエチレン	—
15 シス-1,2-ジクロロエチレン	—
16 1,1,1-トリクロロエタン	—
17 1,1,2-トリクロロエタン	—
18 1,3-ジクロロプロペン	—
19 酢酸	—
20 シマジン	—
21 チオベンカルブ	—
22 ベンゼン	—
23 セレン又はその化合物	—
24 1,4-ジオキサン	—
25 ダイオキシン類	—

※ 取り扱うことのできるものは「○」で示す。


 許可番号第 06321066334号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2
 名 称 有限会社 金子商店
 代表者の氏名 代表取締役 金子 竜也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。
 浜松市長 鈴木 康友

許 可 の 年 月 日 令和 5年 1月30日
 許 可 の 有 効 年 月 日 令和10年 1月29日

1. 事業の範囲
 (1) 事業の区分
 中間処分 (圧縮)
 (2) 産業廃棄物の種類
 ア 圧縮
 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
 以上 6種類

2. 事業の用に供するすべての施設
 (1) 圧縮施設
 ア 設置場所
 浜松市北区細江町気賀字八割135番1 外1棟
 イ 設置年月日
 令和 2年 6月10日
 ウ 処理能力
 廃プラスチック類 78.4t/日
 紙くず 78.4t/日
 木くず 112t/日
 繊維くず 140t/日
 金属くず 192t/日
 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 376t/日

エ 許可年月日
 該当なし
 オ 許可番号
 該当なし

3. 許可の条件
 ＊＊＊＊＊

4. 許可の更新又は変更の状況
 (1) 平成15年 1月30日 新規許可
 (2) 令和 5年 1月30日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

取得許可

浜松市指令課ご第3号
令和5年4月21日

所在地 浜松市北区細江町気賀180番地の2
名称 有限会社 金子商店
代表者氏名 代表取締役 金子 竜也

浜松市長 鈴木 康夫

一般廃棄物収集運搬業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

記

許可番号	第64号
許可の年月日	令和5年4月1日
許可の有効期限	令和7年3月31日
事業の種別	取り扱う一般廃棄物の種類 ごみ
積替え又は保管の有無	積替え及び保管を含む。
積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類	資源物（びん、缶、ペットボトルに限る。）
収集を行うことができる区域	旧細江地域自治区、旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区
積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地 浜松市北区細江町気賀180番地の2 面積 10.5㎡ 一般廃棄物の種類 資源物（びん、缶、ペットボトルに限る。） 保管上限 5.56㎡
許可の条件	****
許可の更新又は変更の状況	****

第一種フロン類充填回収業者登録変更通知書

環政第1-306号
令和4年7月29日

住所 静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2
氏名 有限会社金子商店
代表取締役 金子 竜也 様

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第2項の規定により、登録の変更を行ったことを通知します。

静岡県知事 川勝 平太

登録番号	静岡 101125	登録年月日	平成30年2月14日 (西暦2018年2月14日)
		有効期間満了年月日	令和5年2月13日 (西暦2023年2月13日)
事業所の名称	有限会社金子商店	特定製品の種類(注)	フロン類の種類
事業所の所在地	静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2		CFC HCFC HFC
		回収(1)	— — ○
		回収(2)	— ○ —
		回収(3)	— — —
		充填(1)	— — —
		充填(2)	— — —

全1事業所

(注) 特定製品の種類： (1) エアコンディショナー ((3) に該当するものを除く。)
(2) 冷蔵庫・冷凍機 ((3) に該当するものを除く。)
(3) フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品

浜土総 第 230 号
令和 2 年 11 月 13 日

(有) 金子商店 様
静岡県知事 川勝 平太

一般建設業の許可について (通知)
特定

令和 2 年 10 月 16 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

なお、平成 23 年 1 月 13 日付 静岡県知事許可 (般特-28) 第36412号は、この許可を持ってその効力を失ったので、念のため申し添えます。

記

許可番号 静岡県知事許可 (般特-2) 第 36412 号

許可の有効期限 令和 2 年 11 月 15 日から令和 7 年 11 月 14 日まで

建設業の種類
とび、土工事業 解体工事業

(注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和 7 年 10 月 15 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

公安委員会 第 32 号

交付 平成 14 年 9 月 26 日

静岡県公安委員会

本籍 静岡県
住所 有限会社 金子商店
氏名 代表取締役 金子 竜也

明・大・附 年 月 日生

営業所の名称	有限会社 金子商店
営業所の所在地	静岡県
管理者の住所及び氏名	金子 竜也
法定代理人の本籍住所及び氏名	

取得許可

第491300034000号

交付平成14年9月26日

静岡県公安委員会

氏名又は名称	有限会社 金子商店 年 月 日生
住所又は居所	
代表者の氏名	金子 龍一
代表者の住所	
行 商	する・(しない)

異 動 事 項	異 動 年 月 日	印
代表者変更 氏名 金子 龍一 住所	令和4年7月7日	



CERTIFICATE OF REGISTRATION

認証登録証明書
有限会社金子商店
 静岡県浜松市北区細江町茨賀180-2
 事業形態及びその所在地に該当付属書参照
 貴組織のマネジメントシステムが以下の規格に適合していることを確認しました。
ISO 14001:2015
 本マネジメントシステムは下記の認証登録範囲に適用されます。

産業廃棄物の収集運搬・中間処分・一般廃棄物の収集運搬・
 製紙原料・製鋼原料・非鉄金属のリサイクル・計量作業

認証登録番号:
12744

初版登録日:
2007年10月3日

認証決定日:
2022年9月23日

認証発行日:
2022年9月28日

有効期限:
2025年10月2日



intertek

Calin Moldovean
 Calin Moldovean
 President, Business Assurance

Intertek Certification Limited, 10A Victoria Park,
 Victoria Road, Derby DE24 0BZ, United Kingdom
 Intertek Certification Limited is a UKAS
 accredited body under schedule of
 accreditation no. 014



In the absence of this certificate, Intertek assumes no liability for any party other than the client, and then only in accordance with the agreed upon Certification Agreement. This certificate is valid only in respect to the organization maintaining their system in accordance with Intertek's requirements for issuing certification. Validity may be confirmed on-line at certificates.intertek.com or by contacting the body to the right with a certificate. The certificate remains the property of Intertek, to whom it should be returned upon request.

Page 1 of 2



APPENDIX TO CERTIFICATE OF REGISTRATION

この認証登録証明書で網羅する各事業所の名称及び所在地

有限会社金子商店

この付属書は認証登録証明書#12744 本体に付属するものであり、単独での使用はできません。

有限会社金子商店
 静岡県浜松市北区細江町茨賀180-2
 産業廃棄物の収集運搬・中間処分・一般廃棄物の収集運搬・製紙原料・製鋼原料・非鉄金属のリサイクル・計量作業

有限会社金子商店 第二工場
 静岡県浜松市北区細江町茨賀135-2
 産業廃棄物の収集運搬・中間処分・製鋼原料・非鉄金属のリサイクル

In the absence of this certificate, Intertek assumes no liability for any party other than the client, and then only in accordance with the agreed upon Certification Agreement. This certificate is valid only in respect to the organization maintaining their system in accordance with Intertek's requirements for issuing certification. Validity may be confirmed on-line at certificates.intertek.com or by contacting the body to the right with a certificate. The certificate remains the property of Intertek, to whom it should be returned upon request.

Page 2 of 2